

令和 8 年度

おいらせ町農業委員会

第 4 回 総会議事録

期日 令和 8 年 7 月 9 日

場所 おいらせ町役場分庁舎

第4回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町役場分庁舎 402会議室

2. 開会期日 令和 8年 7月 9日 (木) 午後 5時02分

3. 閉会日時 令和 8年 7月 9日 (木) 午後 5時26分

4. 出席委員

1 番 上久保 辰視 君	2 番 袴田 光雄 君	4 番 吉田 良紀 君
5 番 柏崎 幸子 君	6 番 日ヶ久保 浩幸 君	7 番 立花 友彦 君
8 番 田中 正幸 君	9 番 玉川 勉 君	10 番 松林 一弥 君
11 番 久慈 弘子 君	12 番 日ヶ久保 亨 君	13 番 沼館 廣志 君
14 番 松林 勝智 君		

5. 欠席委員

3 番 岩崎 仁 君

6. 会議に付した事件

- (1) 報告第12号 農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について
- (2) 報告第13号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の認可について
- (3) 議案第9号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- (4) 議案第10号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- (5) 議案第11号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の意見について
- (6) 議案第12号 農業振興地域整備計画の変更に関する意見について

7. 会議録署名委員

8 番 田中 正幸 君、10 番 松林 一弥 君

8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 局長 柏崎 勝徳 次長 木村 英樹 主幹 野崎 広典

9. 書 記 主幹 野崎 広典

開会 午後 5 時 0 2 分

議 長	(修 礼) ただ今から令和 8 年度第 4 回定例総会を開催します。 ただ今の出席委員数は、1 4 名中 1 2 名であり定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。 なお、日ヶ久保 委員、岩崎 委員については、欠席のむね連絡はないですか。
事 務 局 (柏崎事務局長)	失礼します。今、ちょうど岩崎さんから電話があり、急遽出られなくなったので申し訳ないですとのこと。
議 長	はい。岩崎 委員については連絡があったそうです。日ヶ久保 委員についてはないそうですけども、これから来るとしますので始めたいと思います。 それでは、おいらせ町農業委員会会議規則第 2 8 条第 3 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし)
議 長	ご異議なしと認め、8 番 田中 正幸 委員、1 0 番 松林 一弥 委員をお願いいたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の野崎主幹を指名いたします。 では、これより報告事項に入ります。 報告第 1 2 号「農地法第 3 条の 3 の規定に基づく農地又は採草放牧地

	の権利取得の届出について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事務局 (柏崎事務局長)	はい。それでは、報告第12号についてご説明いたします。 議案書の1－1から1－6ページをご覧ください。 本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりであります。 以上で議案の説明を終わります。
議長	はい、事務局からの説明が終わりました。 ただいまの報告第12号について、皆さんからの質疑を受けます。 ありませんでしょうか。
1 番 (上久保委員)	はい、1 番 上久保です。 12号の番号1の「権利を取得した事由」に「遺贈」とありますけども、相続と遺贈の違いはどういうところですか。
事務局 (木村事務局次長)	はい、では上久保 委員のご質問にお答えします。 遺贈とは、親族ではない第三者に対して、亡くなった方が紙で書いて誰々に相続させるということで、そういう形が遺贈ということになります。以上です。
議長	あとはないでしょうか。 (質疑・意見なし)

議 長	特にないようですので、報告第 1 2 号は報告済みとさせていただきます。 次に、報告第 1 3 号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の認可について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。 (日ヶ久保委員 到着)
事 務 局 (柏崎事務局長)	はい。それでは、報告第 1 3 号についてご説明いたします。 議案書の 2－1 から 2－1 8 ページをご覧ください。 令和 8 年 5 月総会で決定した 4 6 件について、中間管理機構から認可、公告を受けたことから、報告するものであります。 なお、この資料に訂正がありますので、野崎の方から説明をさせます。
事 務 局 (野崎主幹)	資料の方ですが、資料 2－1 ページをご覧ください。報告第 1 3 号 表の始まる上の部分に「【一括・使用貸借】」と記載しなければならなかったのですが、そちらが抜けていたということですので追記をお願いします。 「【一括・使用貸借】」となります。 以上です。
議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 (質疑・意見なし)
議 長	特にないようですので、報告第 1 3 号は報告済みとさせていただきます。

	次に議案事項に入ります。 議案第9号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。本議案の中には、日ヶ久保 浩幸 委員が当事者となっている事案がございます。議案第9号 番号3は、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、日ヶ久保 浩幸 委員は一時退出をお願いします。 (日ヶ久保 浩幸 委員 退席)
議 長	それでは、日ヶ久保浩幸 委員が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏崎事務局長)	はい。それでは、議案第9号 番号3についてご説明いたします。 議案書の3－2ページと資料3をご覧ください。 贈与による所有権移転となります。 譲渡人は[REDACTED]、譲受人は[REDACTED]。土地の所在は 深沢平の田2筆、面積は合計2,967平方メートルとなっております。 申請書を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ありませんでしょうか。

議 長	(質疑・意見なし) 質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか
議 長	(質疑・意見なし) ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。日ヶ久保 浩幸 委員の入室を認めます。 (日ヶ久保 浩幸 委員 入室)
議 長	日ヶ久保 浩幸 委員にお伝えします。本件は、原案どおり決定いたしました。 それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏崎事務局長)	それでは、議案第9号残りの事案についてご説明いたします。 議案書の3-1から3-3ページをご覧ください。 今月の農地法第3条許可申請は、10件であり、権利の内容は、所有権移転が10件です。 番号1は売買による所有権移転です。資料1をご覧ください。 譲渡人は[REDACTED]、譲受人は[REDACTED]。土地の所在は 豊栄一丁目の田1筆、面積は1,990平方メートルとなっております。 番号2は売買による所有権移転です。資料2をご覧ください。

譲渡人は[REDACTED]、譲受人は[REDACTED]。土地の所在は豊栄一丁目の田5筆、面積は合計3,857平方メートルとなっております。

番号4は売買による所有権移転です。資料4をご覧ください。

譲渡人は[REDACTED]、譲受人は[REDACTED]。土地の所在は 赤田前の田1筆、面積は2,169平方メートルとなっております。

番号5は売買による所有権移転です。資料5をご覧ください。

譲渡人は[REDACTED]、譲受人は[REDACTED]。土地の所在は 向平の田4筆、面積は合計3,997平方メートルとなっております。

番号6は売買による所有権移転です。資料6をご覧ください。

譲渡人は[REDACTED]、譲受人は[REDACTED]。土地の所在は 一川目二丁目の畑2筆、面積は合計3,932平方メートルとなっております。

それでは次のページをご覧ください。

番号7は売買による所有権移転です。資料7をご覧ください。

譲渡人は[REDACTED]、譲受人は[REDACTED]。土地の所在は 一川目二丁目の畑1筆、面積は1,758平方メートルとなっております。

番号8は売買による所有権移転です。資料8をご覧ください。

譲渡人は[REDACTED]、譲受人は[REDACTED]。土地の所在は 向山二丁目の畑3筆、面積は合計4,186平方メートルとなっております。

	番号 9 は売買による所有権移転です。資料 9 をご覧ください。 譲渡人は、譲受人は。土地の所在は 向山南の畑 1 筆、面積は 4, 2 6 8 平方メートルとなっております。 番号 1 0 は売買による所有権移転です。資料 1 0 をご覧ください。 譲渡人は、譲受人は。土地の所在は 沼端の畑 3 筆、面積は合計 5, 4 8 4 平方メートルとなっております。 申請書を精査した結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。
1 3 番 (沼 館 委 員)	はい、1 3 番 沼館です。 番号 6 番ですけども、価格 1 0 万になっていますけども。これ一反歩 2 5 万ですと計算、どっちが正しいでしょうか。
事 務 局 (木村事務局次長)	はい、議長。はい、沼館 委員のご質問にお答えします。 ご指摘の通り、桁が間違っておりました。(一反歩あたり) 2 5, 4 4 3 円。こちらが正しい数字になります。
1 3 番	一反歩 2 万 5 千ということですか。

(沼館委員)	
事務局 (木村事務局次長)	総額が10万円で、一反歩25,443円です。
議長	よろしいですか。あとはございませんでしょうか。 (質疑・意見なし)
議長	質疑なしと認め、議案第9号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議長	ご異議なしと認め、議案第9号を原案どおり決定いたします。 議案第10号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。 事務局からの説明を求めます。
事務局 (柏崎事務局長)	はい、それでは議案第10号についてご説明いたします。 議案書の4ページと資料11と12をご覧ください。 番号1の権利の内容は所有権移転です。 譲渡人は[REDACTED]、譲受人は[REDACTED]。 土地の所在は、豊栄二丁目の畑 1筆、面積は1030.61平方メートルです。用途、転用の事由は、農業用テント倉庫の建築及び泥溜 ^{どろだめす} 枮、

議 長	駐車場の整備となっております。 以上で説明を終わります。 ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いします。
4 番 (吉田委員)	4 番 吉田です。 それでは、調査の結果について説明します。 申請地には、農業用テント倉庫 1 棟の建築を行います。駐車場敷地はアスファルト敷^じき、雨水は敷地内にどろや砂などを沈^{しず}めさせるための泥溜^{どろだめ}ます^{ます}を設置して、処理します。 現地を確認したところ、概ね妥当と判断しました。 以上で説明を終わります。
議 長	はい。調査員からの説明が終わりました。 つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。
事 務 局 (柏崎事務局長)	それでは、農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。 番号 1 の農地区分は、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断しました。 申請者は、農業経営しており、規模拡大に伴い農業用倉庫の建築を計画しております。作業を効率的に行うため、会社の隣の農地を購入しての建築計画に至りました。不許可の例外にあたる農業用施設の建築に該当と

		なります。
議	長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ないでしょうか。 (質疑・意見なし)
議	長	質疑なしと認め、議案第１０号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議なしと認め、議案第１０号は原案どおり決定いたします。 議案第１１号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積等促進計画の意見について」を議題とします。本議案の中には、６番 日ヶ久保 浩幸 委員、７番 立花 友彦 委員が当事者となっている事案がございます。本来であればひとりひとり退出し、１件ごとに審議し、進める流れですが、会議時間短縮のため、今回は２名同時に退出していただいて、２名分を審議する進行としたいと思います、ご異議ございませんか。 (意見無し)
議	長	ご異議はないようなので、２名分、同時に審議する進行で進めたいと思います。議案第１１号 番号１９、５２、５９、６１、６２、６３は、農

	業委員会等に関する法律第31条第1項に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、日ヶ久保 浩幸 委員と立花 友彦 委員の退出をお願いします。 (2名 退席)
議 長	それでは、2名が当事者となっている事案について、事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏崎事務局長)	それでは、議案第11号 番号19、52、59、61、62、63についてご説明いたします。 議案書の5-7、5-17、5-20、5-21ページをご覧ください。 おいらせ町長より、令和8年6月25日付けで農用地利用集積等促進計画の意見を求められております。 内容は、使用貸借権が1件、賃借権が5件となっております。 これにより集積される農地は16筆で、合計面積は18,053平方メートル(1.8ヘクタール)となります。 計画の内容につきましては、機構法第18条第5項の要件を満たしております。 以上で説明を終わります。
議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ありませんでしょうか。 (質疑・意見なし)

議 長	質疑なしと認め本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。 (質疑・意見なし)
議 長	ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。日ヶ久保 委員と立花 委員、2名の入室を認めます。 (委員2名 入室)
議 長	日ヶ久保 浩幸 委員と立花 友彦 委員の2名にお伝えします。本件は、原案どおり決定いたしました。 それでは、残りの事案について、事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏崎事務局)	それでは、議案第11号 残りの事案についてご説明いたします。 議案書の5-1から5-22ページをご覧ください。 内容は、使用貸借権が27件、賃借権が31件、売買が2件となっております。これにより集積される農地は229筆で、合計面積は401,760平方メートル(40.2ヘクタール)となります。 計画の内容につきましては、機構法第18条第5項の要件を満たしております。以上で説明を終わります。
議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ありませんでしょうか。

議 長	(質疑・意見なし) 質疑なしと認め、本事案を原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(質疑・意見なし) ご異議なしと認め、本事案は原案どおり決定いたします。 次に、議案第１２号「農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。
事 務 局 (柏 崎 事 務 局)	それでは議案第１２号について説明します。 議案書の６ページと資料１３から１５をご覧ください。 番号１の変更の内容は農用地区域からの除外であり、事業計画者は、、となります。 土地の所在は、青葉五丁目５０番２１７８の一部の畑　１筆、面積は３１１平方メートルです。事業の目的は住宅の建築となっております。 番号２の変更の内容は農用地区域からの除外であり、事業計画者は、となります。 土地の所在は、青葉五丁目５０番２３１２の畑　１筆、面積は３３７平方メートルです。事業の目的は住宅の建築となっております。 以上で説明を終わります。

議 長	事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。 ありませんでしょうか。ないですか。 (質疑・意見なし)
議 長	質疑なしと認め、議案第 1 2 号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。 (異議なし)
議 長	ご異議なしと認め、議案第 1 2 号を原案どおり決定いたします。 以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。 これで第 4 回おいらせ町農業委員会定例総会を閉会します。

閉会 午後 5 時 2 6 分

この会議録は書記の記載したものであるが、相違ないことを証明するためここに署名押印する。

おいらせ町農業委員会

○ 議 長

松林勝智

○ 8 番

田中正幸

○ 10 番

松林一弥